

石川県警察航空隊の運営に関する訓令の制定について

平成 5 年 9 月 2 0 日
地 発 第 4 0 5 1 号
警察本部長から各部・課・
室・隊・校・署長あて

従来、航空隊の運営については、石川県外勤警察運営に関する訓令（平成元年石川県警察本部訓令第 1 1 号）に基づく「石川県警察航空隊運営要綱」、また、航空機の使用及び管理については、航空機使用管理規則（昭和 3 7 年国家公安委員会規則第 3 号）に準拠した「石川県警察航空機使用管理に関する訓令」（昭和 6 1 年石川県警察本部訓令第 1 2 号）によっていたるところである。

この度、航空機の運用の効率化を図ることを目的に、航空機使用管理規則が警察用航空機の運用等に関する規則に改められ、また、石川県外勤警察運営に関する訓令を石川県地域警察運営に関する訓令（平成 5 年石川県警察本部訓令第 7 号）に改めたことに鑑み、「石川県警察航空隊運営要綱」及び「石川県警察航空機使用管理に関する訓令」を一本化して、新たに、「石川県警察航空隊の運営に関する訓令」（平成 5 年石川県警察本部訓令第 8 号。以下「訓令」という。）を別添のとおり制定し、平成 5 年 1 0 月 1 日から施行することとしたので、次の事項に留意の上、運用に誤りのないようにされたい。

なお、「石川県警察航空機使用管理に関する訓令の制定について（昭和 6 1 年 1 2 月 1 日、務発第 1 0 5 1 号）」及び「石川県警察航空隊運営要綱の制定について（平成元年 7 月 2 8 日、外発第 4 0 1 5 号）」は、廃止する。

記

第 1 制定の趣旨

航空隊の運営については、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和 3 7 年国家公安委員会規則第 3 号）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成 4 年警察庁訓令第 1 6 号）に定めるもののほか、一層の航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、本訓令の定めるところにより行うこととしたものである。

第 2 訓令の解釈及び運用上の留意事項

1 航空隊の任務（第 6 条関係）

航空隊は、自ら警ら、山岳や海上等における遭難者の捜索救助を行うほか、航空隊以外の警察部門からの要請に応じて、これを支援するため、航空機を運用することを任務とした。

なお、支援要請に応じて行う活動については、航空機を効率的に運用するという観点から、警ら活動に併せて行う場合があるので了知されたい。

2 運航責任者（第8条関係）

航空隊には、運航責任者を置くこととし、航空隊長が兼ねることとした。

なお、運航責任者は、航空機の出発の承認権者であるなど、航空機の運航及び航空機等の整備の統括責任者であることから、航空隊長に事故があるときは、その都度、新たな運航責任者を航空従事者たる警察官から指定し、航空機の運用を継続することとした。

3 支援要請（第14条関係）

(1) 航空機の支援要請手続き

航空機の要請手続きは、生活安全部地域課長を経由して行うものとする。

ただし、勤務時間外における事件又は事故の初動に際し要請する場合は、地域課通信指令官を経由して行うものとする。

なお、緊急配備における航空機の出動については、石川県警察の緊急配備に関する訓令（昭和52年石川県警察本部訓令第16号）第18条の規定による。

(2) 警察職員以外の者の航空機搭乗

警察職員以外の者を航空機に搭乗させることができる基準は、次のとおりとする。

ア 被救助者、被保護者又は護送被疑者を搭乗させる場合

イ 被救助者に対する医療措置のため、医師等を搭乗させる場合

ウ 防災、公害防止等警察業務と関連する業務の遂行に資するため、地方公共団体の職員その他の関係者を搭乗させる場合

エ 警察広報に必要な範囲内で報道関係者を搭乗させる場合

オ 県知事等公的機関の長からの要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がないと警察本部長が判断する場合

4 運航基準及び整備基準（第17条関係）

運航基準及び整備基準とは、運航責任者が担当とする航空機の運航及び航空機等の整備に関する業務実施基準であり、次の事項を内容とする航空隊内規を別に定め、航空業務の一層の適正化に資することとした。

(1) 運航基準

ア 運航の体制及び管理に関すること。

イ 飛行の計画に関すること。

ウ 搭乗員の職務及び編成に関すること。

エ 搭乗員の教育訓練に関すること。

オ 無線通信に関すること。

カ 各種飛行操作に関すること。

キ 緊急出動要領に関すること。

ク 警ら活動要領に関する事。

(2) 整備基準

ア 整備の体制に関する事。

イ 整備施設に関する事。

ウ 整備方式に関する事。

エ 整備作業の実施に関する事。

オ 航空機等の管理に関する事。

カ 航空燃料等の管理に関する事。

キ 整備記録に関する事。

ク 整備担当者の教育訓練に関する事。